

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

泉崎村長 箭内 憲勝

市町村名 (市町村コード)	泉崎村 (74641)
地域名 (地域内農業集落名)	太田川地区 (一ノ沢・下内・夏針・関田・岩崎前・宮作田・居平・金山・熊野山・栗木田・戸ノ内・行屋 入・坂ノ合・山田前・漆房・小林・上夏針・上丁・上内・上礼堂・新一ノ沢・新山田前・西裏・ 竹ノ花・中内・中礼堂・二ツ坂・柏木沢・風呂裏・坊主山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月24日 2

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・水稻を中心とした農業経営
- ・農地へのアクセスが悪い
- ・水路が整備されていないため水供給が不十分である
- ・後継者不足

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・農業が職業として選択しえる魅力とやりがいのあるものとなるよう努力する
- ・計画的に担い手組織への農用地の集積及び集約化を進める。
- ・高収益作物による収益向上を進めて、地区農業の健全な発展を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	72 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	69 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

方部名

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者を中心とした担い手へ農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者を中心とした担い手へ農地集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
必要に応じて、今後検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
村、農林事務所、JA等の関係機関と連携し、多様な経営体の確保・育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				